

東海旅客鉄道株式会社旅客営業規則の一部改正（特別急行列車 36 ぷらす 3 号運転開始に伴う改正）

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(前略)</p> <p>(急行券の発売)</p> <p>第 57 条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の急行券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p>
<p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線又は豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p>	<p>(特別車両券の発売)</p> <p>第 58 条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1 個の急行列車とみなして 1 枚の特別車両券を発売する。</p> <p>(中略)</p> <p>(8) 博多・宮崎空港間の特別急行列車の停車駅相互間を特別車両（個室及びDXグリーンを除く。）に乗車する場合であつて、別府駅又は大分駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、久大本線若しくは豊肥本線を経由して運転する特別急行列車の特別車両又は全車両特別車両にて運転する特別急行列車に乗車する場合を除く。</p> <p>(中略)</p>
<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イ</p>	<p>(特別急行列車の個室を占有使用する場合の旅客運賃・料金)</p> <p>第 74 条の 4 第 57 条第 1 項第 1 号イの(イ)ただし書及び第 58 条第 1 項第 1 号イ</p>

現行	改正
<p>ただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p> <p>(中略)</p>	<p>ただし書の規定にかかわらず、新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、別に定める場合を除き、実際乗車人員に対する所定の旅客運賃及び料金を収受するほか、不足人員分について、次の各号（特別車両以外の個室については第1号及び第2号）に定める額を収受する。</p> <p>(中略)</p>
<p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（「トランスイート四季島号」を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、東日本旅客鉄道会社線又は九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合で、新幹線以外の線区の特別急行列車（「トランスイート四季島号」及び「<u>36 ぷらす3号</u>」を除く。）の特別車両の設備定員が複数の個室に、設備定員に満たない人員の旅客が当該個室を占有使用して乗車することを認めるときは、実際乗車人員に対する旅客運賃及び特別急行料金を収受するほか、当該個室に適用する1室当りの特別車両料金を収受する。この場合、乗車券を所持する6才以上の旅客に随伴される幼児又は乳児の旅客運賃及び特別急行料金については、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>	<p>(特別車両料金)</p> <p>第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。</p>
<p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>	<p>(1) 特別車両料金(A)</p> <p>イ ロ以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>
<p>(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c <u>及び</u> d以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>	<p>(ニ) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b、c、<u>d 及び e</u>以外の特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>
<p>d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>	<p>d 特別急行列車或る列車号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</p> <p>(中略)</p>
	<p><u>e 特別急行列車 36 ぷらす3号の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)</u></p>

現行	改正																
<p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b以外の個室 (中略)</p> <p>b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室</p> <p>(以下略)</p>	<table border="1" data-bbox="1296 196 1861 400"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>150 キロメートルまで</td> <td>200 キロメートルまで</td> <td>201 キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 3,300</td> <td>円 4,300</td> <td>円 5,300</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>ロ 新幹線の特別急行列車及び新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の個室に対して適用する特別車両料金(A) (中略)</p> <p>(二) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(A)</p> <p>a b及びc以外の個室 (中略)</p> <p>b 特別急行列車ななつ星 in 九州号の個室 (中略)</p> <p><u>c 特別急行列車 36 ぷらす 3 号の個室 (2 人用、4 人用、6 人用)</u> <u>(1 人当たりの料金とする)</u></p> <table border="1" data-bbox="1296 844 1861 1048"> <tr> <td>営業キロ地帯</td> <td>150 キロメートルまで</td> <td>200 キロメートルまで</td> <td>201 キロメートル以上</td> </tr> <tr> <td>料金</td> <td>円 4,500</td> <td>円 5,500</td> <td>円 6,500</td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	201 キロメートル以上	料金	円 3,300	円 4,300	円 5,300	営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	201 キロメートル以上	料金	円 4,500	円 5,500	円 6,500
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	201 キロメートル以上														
料金	円 3,300	円 4,300	円 5,300														
営業キロ地帯	150 キロメートルまで	200 キロメートルまで	201 キロメートル以上														
料金	円 4,500	円 5,500	円 6,500														

附則

この通達は、令和2年10月15日乗車となるものから施行する。